

三育学院大学内部質保証方針

<基本方針>

- (1) 本学の建学の精神、理念、各種方針を実現し、その社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動、組織とその運営、施設・設備(以下、「教育研究等」とする)の状況について年1回の自己点検・評価を行い、その結果を公表する。
- (2) 上記自己点検・評価の結果を受けて、継続的に改善と向上に取り組み、本学における教育研究等の質を保証する。
- (3) 全学における内部質保証の推進に責任を担う組織は内部質保証委員会とする。
- (4) 自己点検・評価結果は社会的公表を行う。

<内部質保証の体制>

(1) 内部質保証委員会

内部質保証を推進する全学的組織として、学部長・研究科長、学部領域長、事務長から成る自己点検・評価及び内部質保証を目的とする内部質保証委員会を置く。当該委員会は学部長・研究科長を長とする。当該委員会は、全学的な教育研究等に係る年度ごとの自己点検・評価結果の分析を行い、内部質保証推進活動方針を策定し、これに基づいて行われる学部、研究科、事務局ごとの活動内容について検証し学長へ報告する。

(2) 自己点検評価委員会

全学的な自己点検・評価を実施する組織として、学部・研究科・事務局が選出する委員から構成される自己点検評価委員会を置く。当該委員会は、学習成果の評価指標および事務局評価に規定される測定・評価指標の結果、および学部、研究科、事務局からの年度ごとの活動報告を集約し内部質保証委員会へ報告する。

<内部質保証の手続きと検証>

大学レベル、各組織(学部・研究科・委員会等)レベルのそれぞれで改善活動を行うためPDCAサイクルを運用する。

内部質保証委員会は、学長の改善に向けた方針のもと、内部質保証のための全学的な方針を策定し(大学P)、各組織への助言、支援、指導の実施にあたる(大学D)。各組織は、内部質保証委員会から示された方針に基づき、組織ごとの年次計画を策定し(組織P)、年次ごとの教育研究活動を実施する(組織D)。そして、その実施結果の検証(組織C)を行い、次年度に向けて改善した計画策定を行う(組織A)。自己点検・評価委員会は、各組織の検証に基づき、全学の自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は報告書を精査し(全学C)、各種の計画等の改善を図るとともに各組織に対する改善の指示を行い(全学A)、教育の質保証に係る取組結果を学長に報告する。